

「農林水産関係市町村別統計」利用者のために

- 1 農林水産関係市町村別統計は、既に公表している作物統計調査の結果について、これを取りまとめる上で把握した地域ごとの現地見積りの結果、関係機関からの情報等を基に、都道府県合計値の内訳として市町村別の数値を作成した加工統計である。

ただし、指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第二条に規定）については、野菜指定産地（野菜生産出荷安定法第四条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地（平成29年5月8日告示））に包括されている市町村、北海道のばれいしょにおいては、全市町村について作成した。

- 2 作物統計調査は、耕作者の居住地にかかわらず、ほ場が所在する地域（都道府県、市町村等の地域）別に整理した属地統計である。
- 3 数値については、次の方法で四捨五入しており、市町村値の計が都道府県値と一致しないことがある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁（下から）		3 桁	2 桁	2 桁	1 桁	四捨五入 し ない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

- 4 表中に用いている記号

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- 5 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- 6 市町村の範囲については、平成29年4月1日現在の区域である。

【お問合せ先】

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 企画班
代表：03－3502－8111 内線 3684
直通：03－3501－4502
FAX：03－5511－8771